

事前評価調書

I 事業概要																																															
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）																																														
地区名	一般県道 能登瀬新城線																																														
事業箇所	新城市 川路 地内																																														
事業のあらまし	<p>一般県道能登瀬新城線は新城市能登瀬から新城市片山を結ぶ路線であり、国道151号とともに奥三河地域と新城市中心部を結ぶ自動車交通の要となっている。</p> <p>当該区間は中学生の通学路に指定されており、また地域住民の通勤・通学の最寄り駅となるJR飯田線三河東郷駅への動線でもあるが、近傍の工業団地への自動車交通量が多いにもかかわらず歩道が未整備であり危険な状況となっている状況である。</p> <p>そこで、歩行者等が安全に通行できるよう幅員2.5mの歩行空間を整備するものである。</p>																																														
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者等の安全確保</p> <p>② 危険通学路の解消</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <p>—</p>																																														
事業費	事業費		内訳																																												
	2.5億円		■工事費 2.2億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.2億円																																												
事業期間	採択予定年度	2023年度	着工予定年度	2023年度	完成予定年度	2027年度																																									
事業内容	・歩道設置 L=0.30km																																														
II 評価																																															
①事業の必要性	1) 必要性	歩行者と自動車の空間分離がなされていないため、歩行者が安全に通行できるよう物理的に車道と分離された歩道を整備する必要がある。																																													
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>安全な通行を確保する歩道の整備が必要である。</p>																																												
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工事区分</td> <td>調査設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">2.5</td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="6">2.5</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table>							2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計	工事区分	調査設計	←→						2.5	用地補償				←→			工事					←→		事業費（億円）		2.5						2.5
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	合計																																						
工事区分	調査設計	←→						2.5																																							
	用地補償				←→																																										
	工事					←→																																									
事業費（億円）		2.5						2.5																																							
判定	2) 地元の合意形成	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。</p>																																												

Ⅲ 対応方針	
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>歩行者等の安全確保</p>	